

被災された事業者さまへ

平成 29 年 1 月 6 日 9 時 30 分

このたびの糸魚川市内の火災により被害を受けられた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

被災事業者の事業再建に向け、次のとおり情報を発信させていただきます。

〔相談窓口設置状況〕

【糸魚川市】 時 間：午前 9 時 30 分から午後 5 時まで
場 所：市役所 1 階市民課窓口
《お問合せ先》 糸魚川市役所 025-552-1511

【糸魚川商工会議所】 時 間：午前 10 時から午後 3 時まで
場 所：糸魚川商工会議所
その他：ワンストップ相談会 実施
新潟県よろず支援拠点、日本政策金融公庫、新潟県信用保証協会 ほか
《お問合せ先》 糸魚川商工会議所 025-552-1225

【糸魚川保健所】 時 間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
内 容：食品・理容・美容・クリーニング・旅館等の営業について
《お問合せ先》 糸魚川地域振興局健康福祉部衛生環境課 025-553-1938

《雇用関連》

厚生労働省新潟労働局より

1. 雇用保険受給者の失業認定日の取り扱い
火災の影響により、来所できなかった場合はお申し出てください。
2. 雇用保険失業給付の特例措置
火災の影響により、一時的な離職を余儀なくされた方を対象。
3. ハローワーク糸魚川、上越労働基準監督署に相談窓口を設置
4. 休業や一時離職に対して、給付金制度があります。
 - ・一時離職する場合、〈失業手当〉を受給できる特例措置があります。※
 - ・労働者に休業手当を支払った場合、〈雇用調整助成金〉を利用できます。※※一定の要件を満たす必要があります。詳しくは、お問い合わせください。

《お問合せ先》 ハローワーク糸魚川 025-552-0333
上越労働基準監督署 025-524-2111

《金融関連》

市内金融機関より

市内金融機関は通常営業となります。
融資等のご相談については、各店舗にて対応しています。

新潟県より

1. 大規模火災に対する中小企業向け緊急融資支援対策を講じます。
セーフティネット資金（糸魚川火災要件） 限度額：3,000万円
詳しい内容については、お問い合わせください。

《お問合せ先》 中小企業金融相談窓口 025-285-6887（平日8:30~17:30）

※今回の県緊急融資に合わせて、信用保証料の補給を糸魚川市で実施します。
被災事業者は100%、それ以外の事業者は50%補給します。

中小企業庁より

1. 大規模火災に関して被災中小企業・小規模事業者対策が発表されました。

- ①特別窓口の設置
- ②災害復旧貸付の実施
- ③セーフティネット保証4号の実施
- ④既往債務の返済条件緩和等の対応
- ⑤小規模企業共済災害時貸付の適用

詳しくは、中小企業庁ホームページ
または商工農林水産課企業支援室へ

2. 大規模火災に関する共済事業を行う事業協同組合及び協同組合連合会への要請を行いました。

日本政策金融公庫より

1. 相談窓口を新潟県内全支店に設置しました。
2. 中小企業・小規模事業者向け「災害復旧貸付」の取り扱いを開始しました。
 - ①国民生活事業（災害復旧貸付） 限度額：3,000万円
 - ②中小企業事業（災害復旧貸付） 限度額：1億5,000万円

詳しい内容については、お問い合わせください。

《お問合せ先》 日本政策金融公庫高田支店 025-524-2340

日本政策投資銀行より

1. 相談窓口を新潟支店に開設しました。災害に伴う設備等の復旧資金につきましては、下記の相談窓口までご相談ください。

《お問合せ先》 日本政策投資銀行新潟支店 025-229-0711